

第 5595 号	 リーダスクラブ	1994年1月6日創刊・毎日発行 リーダスクラブFAXニュース (2016年)平成28年 11月 18日 金曜日
----------------	--	--

発行所 三輪厚二税理士事務所／顧問料不要の三輪会計事務所（編集・発行：税理士 三輪厚二）  
大阪市中央区備後町 2-4-6 TEL：06-6209-7191 WEB：<http://www.zeirishi-miwa.co.jp>

## ⇨ 退職金を支給する場合の源泉徴収

**Q**：役員に退職金を支給する場合の源泉徴収の金額は、社員と違うようですが、どのようになっているのですか？

**A**：次のようになっています。

### 【解説】

一般の退職所得の金額は、次のように計算します。

一般の退職所得の金額＝(その年中の退職手当等の収入金額－退職所得控除額)×1/2  
退職所得控除額

- ・勤続年数が20年以下の場合  
40万円×勤続年数(1年未満端数切上げ)
- ・勤続年数が20年超の場合  
800万円＋{70万円×(勤続年数－20年)}

一方、特定の役員退職所得金額は、一般的な退職所得の場合と違い、算式における1/2をしないこととなっています。

特定の役員とは、次の人をいい、このうち役員等勤続年数が5年以下である人が支払いを受ける退職手当等のうち役員等勤続年数に対応する退職手当等として支払いを受けたもの(特定役員退職手当等)が対象になります。

- ①法人の取締役、執行役、会計参与、監査役、理事、監事及び清算人並びにこれら以外の者で法人の経営に従事している一定の者
- ②国会議員及び地方公共団体の議会の議員
- ③国家公務員及び地方公務員

なお、その年中に一般の退職手当等と特定役員退職手当等とがある場合は、別の計算方法で退職所得の金額を計算します。

